大口町告示第23号

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町母子通園事業実施要綱(平成18年大口町告示第36号)の一部を次のように改正する。

題名中「母子」を「親子」に改める。

本則中「母子」を「親子」に改める。

第8条第3号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月 3日」に改める。

第9条中「(様式第1。以下「申請書」という。)」を「(様式第1)(以下「申請書」という。)」に改める。

様式中「母子」を「親子」に改める。

様式第2及び様式第3の備考を削る。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大口町母子通園事業実施要綱

大口町親子通園事業実施要綱

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法(平成際1条 この要綱は、発達障害者支援法(平成 16年法律第167号)第3条第2項の規定 に基づき、心身に障がいを有する就学前児童 やその疑いのある就学前児童(以下「対象児 童」という。)に対しふれあいの場を与え、保 護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、 その心身の発達を助長することを目的に実施 する親子通園事業(以下「通園事業」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び利用定員)

第2条 略

		利田今日
		利用定員
名 称	位置	(一日当
		たり)
大口町		
親 子 通		49 01
園	大口町中小口二	1 5 組以
	丁目619番地	内
ぱん		
だ教室		

(休日)

第8条 略

- (1)~(2) 略
- (3) <u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの (3) <u>12月28日</u>から翌年の<u>1月4日</u>までの 日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 略

(通園の手続き)

第9条 通園事業を受けようとする保護者は、第9条 通園事業を受けようとする保護者は、 大口町親子通園許可申請書(様式第1)(以 下「申請書」という。)を町長に提出しなけれ ばならない。

(通園可否の決定)

第10条 略

16年法律第167号)第3条第2項の規定 に基づき、心身に障がいを有する就学前児童 やその疑いのある就学前児童(以下「対象児 童」という。) に対しふれあいの場を与え、保 護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、 その心身の発達を助長することを目的に実施 する母子通園事業(以下「通園事業」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

旧

(名称、位置及び利用定員)

第2条 略

名 称	位置	利用定員 (一日当 たり)
大 口 町 母 子 通 園 ぱ ん だ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内

(休日)

第8条 略

- (1)~(2) 略
- 日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 略

(通園の手続き)

大口町母子通園許可申請書(様式第1。以下 「申請書」という。) を町長に提出しなけれ ばならない。

(通園可否の決定)

第10条 略

2 町長は、前項の規定により通園を許可した|2 町長は、前項の規定により通園を許可した

新

ときは、大口町親子通園許可通知書(様式第 2) により保護者に通知する。ただし、町長 が特に必要と認めたときは、通園の許可に条 件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定により通園を許可し|3 町長は、第1項の規定により通園を許可し なかったときは、許可しない理由を付して、 大口町親子通園不許可通知書(様式第3)に より保護者に通知する。

(退園の手続き)

第11条 児童を退園させようとする保護者 第11条 児童を退園させようとする保護者 は、退園する日の10日前までに、大口町親 子通園退園届 (様式第4) を町長に提出しな ければならない。

様式第1 【別記】 様式第2 【別記】 様式第3 【別記】

様式第4 【別記】

旧

ときは、大口町母子通園許可通知書(様式第 2) により保護者に通知する。ただし、町長 が特に必要と認めたときは、通園の許可に条 件を付すことができる。

なかったときは、許可しない理由を付して、 大口町母子通園不許可通知書(様式第3)に より保護者に通知する。

(退園の手続き)

は、退園する日の10日前までに、大口町母 子通園退園届 (様式第4) を町長に提出しな ければならない。

様式第1 【別記】

様式第2 【別記】

様式第3 【別記】

様式第4 【別記】

様式第1 (第9条関係)

大口町親子通園許可申請書

年 月 日

大口町長

保護者 住 所 氏 名

大口町親子通園に通園したいので、下記のとおり申請します。

様

ふりフ	がな									生	年		月		日	
児童	名											年		月		日
連終	6 先															
	(ふ 氏	りが	な) 名	入園	國児童と 続 柄	生	年	月	日	職	業	等	備			考
家族																
家族構成																
保険記	证番号			療	育手帳					身色手	上障害	· 香 帳				
※お子	さんの	ことで気に	こかかる	5こと	をできるた	ごけ韵	生しく	くお	書き	くだ	さい。					
町が	町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報(同一世帯者含む)について															
確認す	ることに	1同意しま	(す。		保護	養者氏	:名									

様式第1 (第9条関係)

大口町母子通園許可申請書

年 月 日

大口町長

様

保護者住所氏名

大口町母子通園に通園したいので、下記のとおり申請します。

ふり7	がな										生	年		月		日	
児童	名												年		月		日
連終	5 先																
	(ふ 氏	りが	な) 名	入園の	國児童 続	と 柄	生	年。	月	田	職	業	等	備			考
家族																	
家族構成																	
保険記	証番号			療	育 手	帳					身色手	障害	· 子 帳				
※お子	さんのこ	ことで気	にかかる	ること	をでき	るた	ごけ詳	こしく	、お	書き	くだ	さい。					
町が	町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報(同一世帯者含む)について																
確認す	ることに	同音] 3	‡ す			保護	者氏	名									

様式第2(第10条関係)

第 号年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園許可通知書

申し込みのありました大口町<u>親子</u>通園への通園については、下記のとおり許可します。

記

児 童 の 氏 名 及び生年月日		年	月	日
期間	年 月 日から 年	月	日	
許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしない 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるよ 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこ。 5 その他特記事項	うな行	為をしなV)	こと。
給食費の徴収	有 • 無			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町母子通園許可通知書

申し込みのありました大口町母子通園への通園については、下記のとおり許可します。

記

児 童 の 氏 名 及び生年月日		年	月	日
期間	年 月 日から 年	月	日	
許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしない 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるよ 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと 5 その他特記事項	うな行	為をしなV)	いこと。
給食費の徴収	有・無			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園不許可通知書

年 月 日付で申し込みのありました大口町<u>親子</u>通園への通園については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

通園不許可理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3 (第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町母子通園不許可通知書

年 月 日付で申し込みのありました大口町<u>母子</u>通園への通園については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

通園不許可理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4	(第1	1	条関係)
你儿先 4	(///)	1	木ぼが

大口町親子通園退園届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

大口町親子通園に通園しておりましたが、下記により退園します。

	ı	I			
退園児童氏名		生年月日	年	月	日
退園児童住所					
退園理由					
退 園 日					

様式第4	(笙1	1	条関係)	١
かんり サイ	\ <i>t</i> D 1	1	不因尔	

大口町母子通園退園届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

大口町母子通園に通園しておりましたが、下記により退園します。

退園児童氏名	生年月日	年	月	日
退園児童住所				
退園理由				
退 園 日				